

JRCA自主規制7項目

平成23年11月15日

買取品及び逆有価物取引について 下記項目を必ず厳守すること

- ① 買取品、逆有価物に関わらず、契約書を作成し、交付すること。
- ② 品物を車に積み込みをする前に必ず契約を完了すること。
- ③ 消費者とトラブルになりそうであれば絶対に取引、押し買いをしてはならない。
- ④ あくまでも消費者からの依頼で、招請取引とし、不招請勧誘をしてはならない。
- ⑤ 逆有価物については、排出者のリユースしてもよいという承諾が必ず必要である。
- ⑥ 買取契約が成立後の訪問買取をした物品は、返品出来ない事の承諾を得ること。
- ⑦ 引取商品が盗難品でないかを、確かめる作業を怠ってはならない。

※ 上記の契約書は古物台帳として、必ず書面にして3年間保管して下さい。



一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション